

# 文化と交流 牧場の朝のまち

鏡石町おはよう歩こう会 会長 最上 あい子



最上 あい子 さん

もつと牧場との連携を深め、ようか。歴史を学べる遺産を活用すべきと思います。

また、日本遺産とは地域の歴史の魅力や特色を通じてわが国の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。オランダから乳牛を輸入しており、まさに外国人でもわかるストーリー性のある岩瀬牧場が該当するのではないかと思います。日本遺産に認定されることを望みます。

「牧場の朝」の歌碑が鳥見山公園にあることもあまり知られていません。町内には、かつて多くの人を呼び、町の活気があり、広報誌などを通して紹介してみるのがいいかがでし

わが町には、歴史的遺産であり、全国的に知られている唱歌「牧場の朝」のモデルとなった岩瀬牧場があります。町外の方からは「町営牧場ですか？」とよく尋ねられます。牧場が日本最古であり、日本最古のトラクターを所有していることなど町民でも知らない方も多いようです。私は十年ほど前からボランティアで岩瀬牧場の歴史と「牧場の朝」の由来を伝える活動をしており、自分の町を誇りに思うようになって欲しいし、恵まれた郷土の歴史や文化資源を掘り起こし、現代に蘇らせることで多くの人を呼び、町の活気が高まると思います。一民間企業ではありますが、町は



牧場の朝歌碑

鏡石はスポーツ施設が充実しており、イベントもあり「スポーツの町・鏡石」といった感じです。それは大変良いことです。ただ、唱歌の町として音楽イベントなどがあれば尚良いと思います。かつては「牧場の朝・ふるさとコンサート」がありましたが、いつの間にか実施されなくなりました。官民一体となって町の資源を有効に活用して観光・健康・文化を学べることを願っております。



岩瀬牧場

最後に、鏡石町のホームページはどのくらい閲覧されているのでしょうか。PR動画「牧場のあーさー」を追え！」はとても完成度の高い動画で四部構成でドラマ化仕立てになって面白く町を紹介しています。まだご覧になっていない方は、ぜひ覗いてみてください。

## 編集後記

長雨の七月、猛暑の八月、コロナや町役場職員告発の九月議会が終わわり、豊稜の黄色の豊作となった十月となりました。

しかし、今年はコロナ問題で町は多くの事業を中止し、鏡石町永年の伝統行事が無くなり関係者は落胆したことであります。また町内企業や商店街の経済は低迷し、大きな影響と暗い影を残しました。今、議会と行政執行は町政の真価が問われており、国・県の政策に対応して先人が築き上げた地域を、次代へ引き継ぎます。

十年前の東日本大震災、東京電力原発事故、昨年の阿武隈川成田水害からの再建を早急にするため、町民の皆様の声聞き「明日への住んで良かった街づくり」を歩みたいと思います。

(今泉文克委員長)

- 広報広聴常任委員会
- 委員長 今泉 文克
- 副委員長 大河原正雄
- 委員 畑 幸一
- 委員 角田 真美
- 委員 橋本 喜一
- 委員 円谷 寛

## かがみい

# 議会だより



## グラウンドには 大歓声

9月26日(土) 鏡石第一小学校で運動会が行われました。

グラウンドには、子どもたちの大きな歓声が響き、たくさんの笑顔に包まれました。相手を気遣いながら、息を合わせて走ります。子どもたちは、額に汗しながら頑張っていました。新型コロナウイルスなんかには負けないぞ！

No.178  
令和2年11月  
発行 福島県鏡石町議会  
責任者 議長 古川 文雄  
編集 広報広聴常任委員会  
〒969-0492 福島県岩瀬郡  
鏡石町不持沼345  
電話 0248(62) 2110  
印刷 (有) 永山印刷

## 目次

- 第5回定例会 ..... 2～3ページ
- 審議の結果 ..... 4ページ
- 第5回臨時会 ..... 5ページ
- 一般質問 ..... 6～9ページ
- 町民の声 ..... 10ページ



令和元年度各会計決算を認定

決算総額 3億95億4767万円  
3億720万円の  
黒字決算



9月定例会

令和2年9月(第5回)町議会定例会は、9月2日(水)から15日(火)までの14日間にわたって開催されました。令和元年度の一般会計及び各特別会計決算認定については、決算審査特別委員会が設置され3日間の審査を経て、全会計を全会一致で決算書のとおり認定しました。総決算額は、95億4767万円となり、3億720万円の黒字決算となりました。

また、一般質問は9月3日(木)に行われ、3人の議員が登壇し、新型コロナウイルス感染症予防対策や台風19号被災者支援対策など多くの行政課題について、質問が行われました。

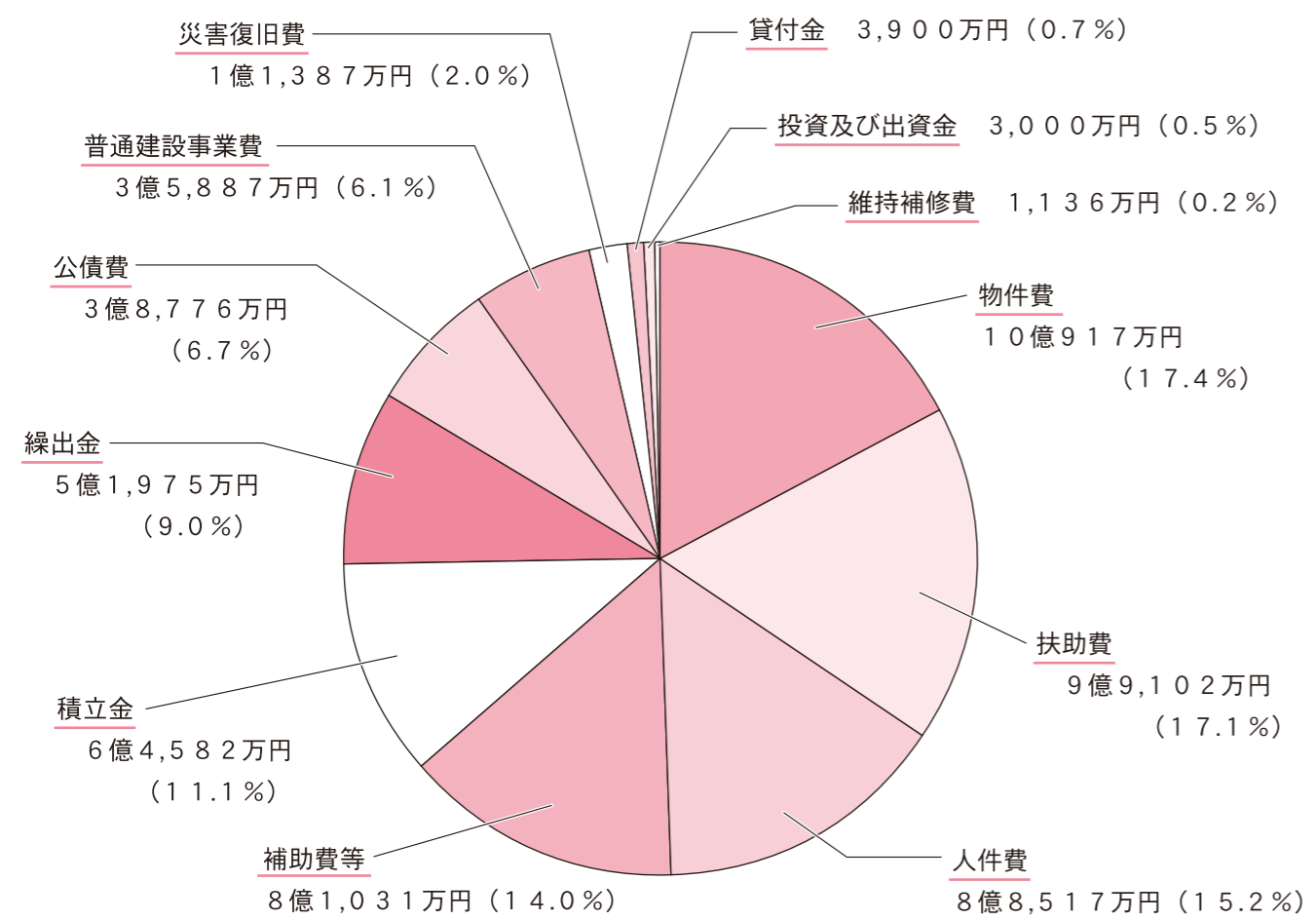
特別委員会を設置  
一般会計外10会計  
を審議

令和元年度決算の審査では、古川議長を除く10名の議員で「決算審査特別委員会」を設置。委員長に今泉文克議員、副委員長に円谷寛議員を選出しました。町長から提出された決算に係る関係書類に基づき、9月8日から10日までの3日間行われ、一般会計の外、10会計を審査しました。各会計決算の主な内容や町債残高の状況、主な財政指標及び財政健全化判断比率の報告を受け、各課各事業の内容等の説明の後、質疑回答方式により審議しました。

今泉委員長のもとで3日間にわたる審査を経て、9月10日、特別委員会における最終審査において採決を行い、その結果を本会議において「承認すべき」との委員長報告があり、決算書のとおり認定することと決しました。

令和元年度 一般会計決算 58億210万円の内訳

( )は構成比



町債残高の推移

(単位：千円)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	増	減	増	減	増	減
普通会計	5,401,419	136,794	5,470,455	69,036	5,453,276	△17,179
特別会計	3,707,255	△92,063	3,615,260	△91,995	3,512,651	△102,609
合計	9,108,674	44,731	9,085,715	△22,959	8,965,927	△119,788

\*普通会計は、一般会計、区画整理特別会計。特別会計は、公共下水道、農業集落排水事業特別会計。

令和元年度歳入歳出総括表

(単位：千円)

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	実質収支
一般会計	6,138,546	5,802,101	336,445	186,549
国民健康保険特別会計	1,452,511	1,314,011	138,500	138,500
後期高齢者医療特別会計	113,347	112,623	724	724
介護保険特別会計	1,038,111	1,031,310	6,801	6,801
土地取得事業特別会計	30,063	30,000	63	63
工業団地事業特別会計	45,098	44,736	362	362
鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計	161,736	136,752	24,984	506
育英資金貸付費特別会計	4,906	4,905	1	1
公共下水道事業特別会計	481,682	478,786	2,896	2,896
農業集落排水事業特別会計	81,674	80,708	966	806
小計	9,547,674	9,035,932	511,742	337,208
上水道事業会計	収益的	308,560	223,545	85,015

\*実質収支とは、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額です。

## 第5回定例会 審議の結果

※ 令和2年9月定例会議案（報告等含む）19件（認定1件、報告1件、補正予算9件、監査委員等同意5件、議員発議1件、その他2件）  
 ※ 議案等は、すべて全会一致で可決・認定・同意されました。

議案等番号	議案件名及び概要等	議案等番号	議案件名及び概要等
認定第2号	令和元年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について 令和元年度一般会計外10会計決算の認定	議案第95号	令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 令和元年度事業確定による繰越金など78,498千円の増額補正
報告第23号	令和元年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について （地方自治体の財政の健全化に関する法律に基づく報告）	議案第96号	令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和元年度事業確定による繰越金など722千円の増額補正
議案第87号	監査委員の選任につき同意を求めることについて （根本次男氏の任期満了に伴う再任同意）	議案第97号	令和2年度介護保険特別会計補正予算（第1号） 令和元年度事業確定による繰越金など13,018千円の増額補正
議案第88号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて （力丸次雄氏の任期満了に伴う再任同意）	議案第98号	令和2年度工業団地事業特別会計補正予算（第1号） 令和元年度事業確定による繰越金など361千円の増額補正
議案第89号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて （関根さなえ氏の任期満了に伴う再任同意）	議案第99号	令和2年度鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 令和元年度国庫補助事業確定による国庫支出金など31,495千円の減額補正
議案第90号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて （前任者の任期満了に伴い高原益資氏を選任することの同意）	議案第100号	令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 令和元年度事業確定による繰越金など2,894千円の増額補正
議案第91号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて （前任者の任期満了に伴い今泉均氏を選任することの同意）	議案第101号	令和2年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 令和元年度事業確定による繰越金など804千円の増額補正
議案第92号	令和元年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （76,000千円を積立するもの）	議案第102号	令和2年度上水道事業会計補正予算（第1号） 漏水修繕工事及び排水管布設工事測量設計などで4,000千円の補正増
議案第93号	町道路線の認定及び廃止について （道路法に基づく新規9路線の認定及び1路線の廃止）	発議第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、地方財政が厳しい状況となるため、国に対し地方財政の充実・強化を求める意見書の提出
議案第94号	令和2年度一般会計補正予算（第5号） 令和元年度事業確定による繰越金及び新型コロナウイルス対策費など581,220千円の増額補正		

### 第5回臨時会

## 新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算

第5回鏡石町議会臨時会は、令和2年7月21日（火）に開催されました。  
 この臨時会では、新型コロナウイルス感染症対策関連予算などの一般会計補正予算案、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について2件の議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

一般会計補正予算（第4号）の主な内容は、次のとおりです。

- ・ 新生児応援特別給付金 10,000千円
- ・ サーマルカメラ導入事業 8,315千円
- ・ 飛沫感染対策アクリル板設置事業 980千円
- ・ 庁舎網戸設置工事 950千円
- ・ 交通事業者感染症対策交付金 450千円
- ・ 直売所等感染防止緊急支援事業 2,000千円
- ・ 農業継続支援事業 600千円
- ・ 避難所感染症対策備蓄品 2,200千円
- ・ 小中学校網戸設置工事 4,117千円
- ・ キャンセル料等支援事業 2,892千円
- ・ 小中学校感染症対策備蓄品等 4,750千円
- ・ 図書館網戸設置工事 1,756千円
- ・ 高速道路跨道橋修繕委託 18,000千円



避難所設営訓練

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、職員による賭博未遂事件により、多数の職員の懲戒処分を出してしまつたことに対する責任の所在を明らかにするため、町長と副町長の8月給与月額を削減する内容です。

## 監査委員の決算審査・財政健全化審査意見（要旨）

審議に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係証拠書類と符合しており、誤りないものと認められた。

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和元年度に入って、当町の財政の動きの中でも「国民健康保険」の加入者が「社会保険へ移行」する事例が顕著となり「雇用環境の改善が当地方まで浸透している」ことがうかがわれた。しかしながら、昨年10月の台風19号による甚大な被害に見舞われ、復旧段階にある。

落ち着きつつあった令和2年のスタート早々「新型コロナウイルス感染症」が全世界を襲い経済活動をも阻害している。町は、「感染症対策本部」を設置し、懸命に対策に取り組んでいる。町民・議会・執行が一体となってこの難局を乗り切ることを願う。

## 主要財政分析指標

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
財政力指数	0.608	0.597	0.57
経常収支比率	85.6%	85.7%	84.9%

## 財政健全化判断比率

（単位：％）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	15.0
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0
実質公債費比率	8.5	8.6	9.3	25.0
将来負担比率	20.1	43.7	39.4	350.0





今泉文克議員

- 遠藤町長の執行管理について
- 町政策の議会への中間報告について
- 鏡石町教育行政点検評価について

**質問** 該当職員の告発を取り下げるべきと考えるが、町長は対応できないか。

**総務課長** 公務員の告発義務としてその職務を行うことにより犯罪があると思慮するときは告発をしなければならない、という規定に基づき行ったものであり、町の顧問弁護士の助言を得て須賀川警察署に告発状を提出した。

**質問** 6月12日に町が職員を刑事告発したが、町長はなぜ刑事告発まで行ったのか。

**総務課長** 本年3月16日、副町長及び総務課長に、複数の職員が町役場のパソコン・グループウェアであるサイボウズを利用して賭博行為を行っているとして賭博行為を認め、内部告発があり事件を認知した。令和2年度課長職の移動を予想し、一口五百円を添えて的中者に配当する人事口と称する賭博と疑われる行為であった。

**質問** 7月21日の定例全員協議会に初めて報告された、3月16日発覚した職員間のサイボウズによる賭博問題の経過状況は。

**総務課長** 告発を受け、警察署では賭博に関与した10名の職員について調べを行い、そのうち1名について8月5日付けで書類送検し、経過を書類にまとめて検察庁に送る手続きを行った。また送検された時点での取り下げは不可能と考えている。

**質問** 上司であれば業務を把握する責務があり、チェックした課長も町長・副町長よりも減給が重いとは考えられないか。

**総務課長** 当課長は直接の上司ではないにも関わらず、興味本位で他職員のパソコンに不正アクセスするなど、不正使用していた事での処分である。町長・副町長においては町政を預かる責任者として8月の給料を10分の1減額とした。

**質問** 責任者の町長の責務は重大であり、職員以上の責任を対処すべきと考えるが。

**町長** 町政を預かる責任者として重く責任を感じている。今後二度とこのような事がないように、町幹部会である庁議において所属職員に対し指導するように私自ら指示した。

**産業課長** 田んぼアートの作品をモチーフにしたモニュメントをま

**質問** 議会に突然、魅力磨き上げ事業なる田んぼアートモニュメント設置事業が補助金とはいえ一千五百万円での建設が生まれた。議会に対する説明不足では。

**総務課長** 第六次総合計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略、国土利用計画の策定にあたっての組織として設置されるもので、委員会では関係団体等の有識者を予定しており、毎月一回程度の話し合いを重ね、取りまとめている。

**質問** 浄水場・健康福祉センターが建設進行中であるが、議会に中間報告が少なく思う。

**総務課長** 整備にあつては実施計画等の業務を行っており、基本計画策定委員会による意見聴取や、今後設置される事業委員会によって、広く町民からの意見も参考に、議会に執行報告・途中経過を示し、より良い事業運営に努めていく。

**質問** 点検評価を、教育行政点検評価委員会において四名の各委員から事業の客観的な検証と改善に対する助言等を頂き、町教育委員会定例会での審議を経て、議会に報告したところである。次年度以降の施策の具現化に向けて、事業の再検証に努めていく。

**質問** 評価委員の方々は、現状で満足されていたのか。進化する意見は無かったのか。

**教育長** 委員のそれぞれの立場から事業の良かった点、改善すべき点について様々な意見が出されており、事業によっては現状に満足していない意見もあつた。一方で事業が進化するための参考となる意見もあつた。

**教育長** 委員のそれぞれの立場から事業の良かった点、改善すべき点について様々な意見が出されており、事業によっては現状に満足していない意見もあつた。一方で事業が進化するための参考となる意見もあつた。



# 一般質問

三議員が町政を問う

**一般質問** は、議員にとって、住民から重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動です。町政全般にわたって執行機関に問題点を質し、所信の表明を求め、議員自らの政策提言を行い政治姿勢を明らかにするものです。

質問する議員は、執行当局に事前通告をします。本会議場での持ち時間は1人40分間で答弁の時間は含みません。一般質問の要旨を掲載しました。(1人1ページ)

なお、今議会の登議員は3人でした。

ページ	質問者(登壇順)	質問事項
7	今泉文克	○遠藤町長の執行管理について ○町政策の議会への中間報告について ○鏡石町教育行政点検評価について
8	菊地洋	○新型コロナウイルス感染症拡大による学校行事の中止及び延期となったものはどれくらいあるか。 ○道路行政について ○町管理施設の清掃業務について
9	円谷寛	○成田地区への遊水池計画と高台移転についての町の方針について ○町営住宅(復興住宅)への水害被害者入居はなぜ駄目なのか ○トラクターへの警察署の突然の取り締まり強化と町の対応について ○「議員の口利き」への執行の対応について ○消防団員の確保について

**議会傍聴へお越し下さい**

今回の定例会は、12月となります。あなたの目と耳で確かめ、町政に参加しませんか。

傍聴手続きは、役場庁舎2階の議会事務局事務室で住所と氏名を書くだけで、どなたでも傍聴できます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用・手指の消毒をお願いします。また、三密を避けるため、入場者数を制限し、テレビモニターでの傍聴をお願いする場合がありますのでご理解をお願いいたします。

**議会運営委員会委員長に菊地洋議員を選任**

渡辺前議会運営委員長の辞任に伴い、10月21日開催の議会運営委員会において、全会一致で菊地洋議員が新委員長に選任されました。





- 成田地区への遊水池計画と高台移転についての町の方針について
- 町営住宅（復興住宅）への水害被害者入居はなぜ駄目なのか
- トラクターへの警察署の突然の取り締まり強化と町の対応について
- 「議員の口利き」への執行の対応について
- 消防団員の確保について

円谷 寛議員

一般質問

一般質問



- 新型コロナウイルス感染症拡大による学校行事の中止及び延期について
- 道路行政について
- 町管理の施設の清掃業務について

菊地 洋議員



一小運動会 鼓笛パレード

質問

新型コロナウイルス感染症拡大による学校行事の中止及び延期となったものは。

教育課長

小中学校では42日間臨時休業となり、学校再開後は授業日数確保を優先し、夏休み短縮や各種行事の中止・規模縮小を行った。小学校行事は二学期へ延期し授業参観は実施しても懇談会を行わない等の縮小を行う。中学校は中体連行事は軒並み中止したが、中体連支部駅伝競走は実施した。

質問

今後代替えの行事は。

教育長

小学校運動会は来賓抜きで一小は9月26日、二小は10月



二小運動会 徒競走

質問

17日実施、修学旅行は二小は9月4日、一小は10月16日に会津方面を予定。中学校は例年二泊を一泊とし平泉・松島方面を予定。特に音楽演奏の発表機会が失われることから小学校は運動会で鼓笛発表、中学校は文化祭で吹奏楽部の発表を予定している。

質問

国道4号久来石交差点の改良の話はどこまで進んでいるか。

町長

同所は町道側からの見通しが悪く改良を検討しているが、用地買収や大規模工事が必要で時間を要するものと思われる。

質問

久来石を通る町道の改良は考えているか。

都市建設課長

同所は東日本大震災の復旧工事で半巾員の舗装工事が多いことや道路構造が古く老朽化していることから今後国の交付金などを活用して順次舗装工事を進めたい。

質問

中学校付近の町道改良は。

都市建設課長

消防分署付近の町道は水道管布設工事で仮復旧のままであり、年内に本舗装したい。中学校前の歩道は側溝の蓋にがたつきが生じており、今後計画的な修繕工事を実施したい。

質問

高久田一貫線のその後の進捗状況は。

都市建設課長

当初ルートは地権者の同意が得られていない。このルートは残したまま鏡田40号線を

質問

改良しながら東部環状線に接続する案を須賀川市と合意している。今後地元合意を得るため説明会を開催したい。

総務課長

担当課において業者を選定し金額に合わせて「入札」又は「見積り合せ」により業者を決定している。

質問

各行政区の集会所は。

総務課長

町条例に基づき各行政区と契約を結び委託している。（清掃の仕方は一任）

質問

成田保健センターは。

健康環境課長

年2回の清掃を業者に委託している。また年一回は照明器具・換気扇・エアコンなどの清掃を行っている。

質問

成田地区への遊水池計画と高台移転の国土交通省の阿武隈川洪水への備えと、鈴の川の洪水対策の配慮を町は考えているのか。

町長

国交省では「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」で本流と支流の抜本的な治水対策で成田地区は、遊水地群のエリアに位置づけられ、国は県と町政しながら、秋頃より地形や用地等の測量調査及び事業計画をし、町は旧宿屋敷の地形について危惧している。

質問

成田旧宿屋敷の高台移転は町百年の計に立ち考える事と思うが、町はどのように考えているのか。

町長

台風の水害被害を踏まえて遊水池の範囲と規模を洪水から居住地を守る整備計画とし、住民には、移転したい方・残りたい方など、地域の意向も把握した上で、町と話し合いながら検討プロジェクトチームを立ち上げる。

質問

町営住宅（復興住宅）への

もし宿屋敷の高台移転を町の方針とした場合、大事業で町は不転の決意でのごむ事が要求されるが、町長の決意は。

町長

町の考えは、国の「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」においての高台移転が理想であると考えている。しかし高台移転は地域全員の合意が必要不可欠である。

質問

町営住宅（復興住宅）への水害被災者入居はなぜ駄目なのか。経過と根拠を明らかにされたい。どこかの指導でこの追い出しは行われたのか。

総務課長

東日本大震災復興特別法・福島復興再生特別措置法で定められているため、台風十九号の水害による被災者は入居できない。町では一般的な入居につき福島県に合わせて期間を「三ヶ月」に設定し、修繕復旧の状況によっては「延長」もできる事とし、支援を行ってきた。

質問

総務課長

今春からトラクターの取締りを強化して、今まで黙認した車両への尾灯・車中灯などへの取締りを行っているが、町はどのように対処しているのか。

総務課長

「行政財産の管理及び処分」第二百三十八条の四第七項に基づき「行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と明記されている。被災者支援の観点から、被災者の町営住宅等への入居取扱いとして最大限配慮した。

質問

復興住宅は満室状態にあるのか。空室があれば何室か。

総務課長

東町の町営住宅「災害公営住宅」は全部で二十四戸ある。東日本大震災関連入居者が現在十五戸に入居、空室は九戸である。

質問

今春からトラクターの取締りを強化して、今まで黙認した車両への尾灯・車中灯などへの取締りを行っているが、町はどのように対処しているのか。

総務課長